

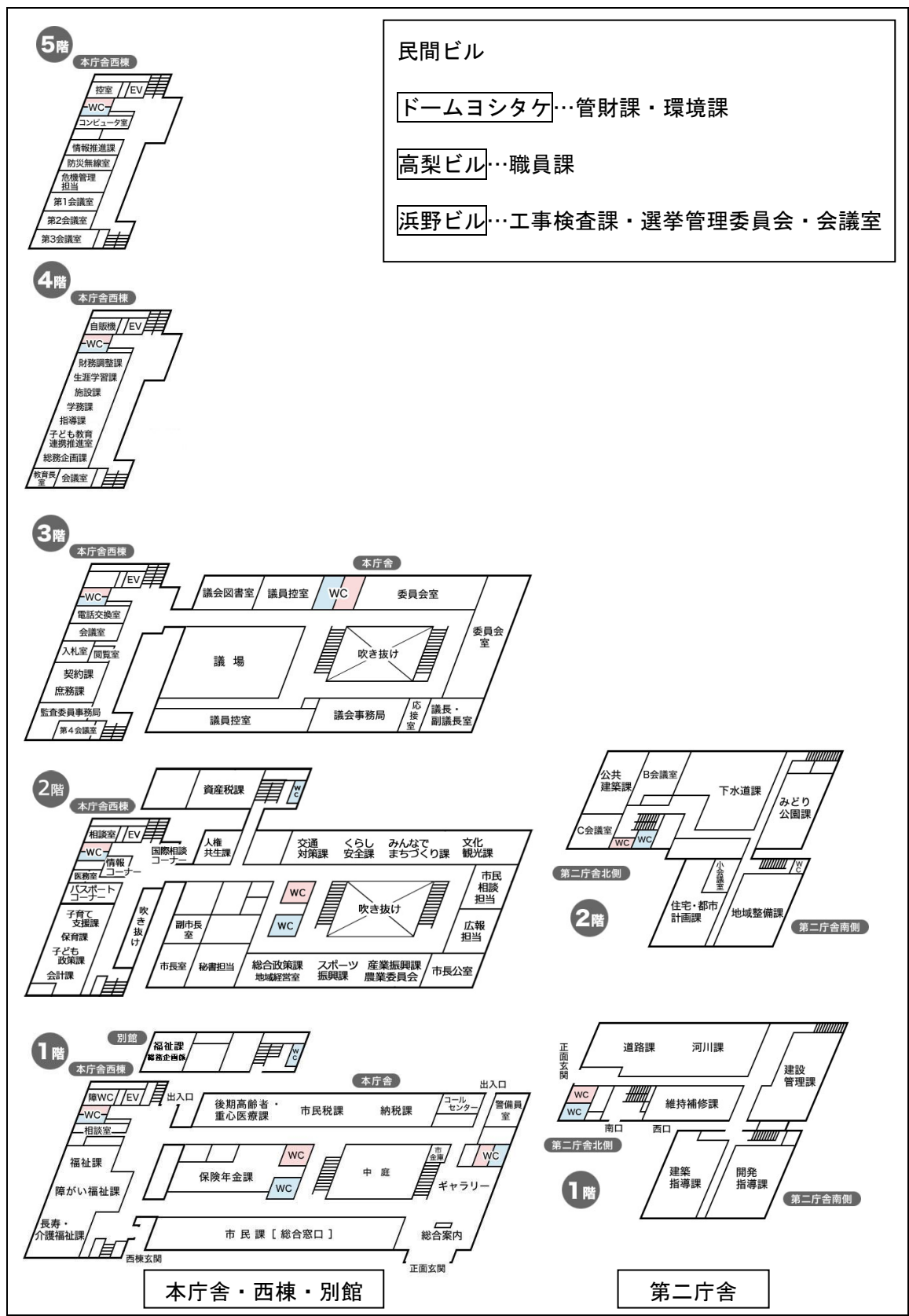


図 1-1-2. 組織配置（平成25年4月）

1-2. 本庁舎・別館・西棟の現状

本庁舎・別館は建設後49年が経過し、建物の老朽化や高度情報化への対応、バリアフリーへの対応、施設の狭あい化による市民サービスの低下など、数多くの問題を抱えています。さらに、平成25年4月に実施した耐震診断では極めて危険な状況であることが判明しており、本庁舎は地震時の安全面や防災拠点としての機能を担う上で問題があり、早期に耐震化（耐震補強又は建て替え）を図る必要があります。

また、本庁舎の狭あい化を解消するために平成10年に増築された西棟（表1-2-1、図1-2-1）については、耐震性やバリアフリー等の問題はありませんが、増築後の業務増大によって狭あい化が進行するとともに、設備の老朽化も少しずつ進行しています。

表1-2-1. 本庁舎・西棟・別館の敷地概要

所在地	草加市高砂1丁目1番1号	
敷地面積	4,844.46 m ²	平成20年地積測量図より
用途地域	商業地域	
法定建蔽率	80%	
法定容積率	400%	

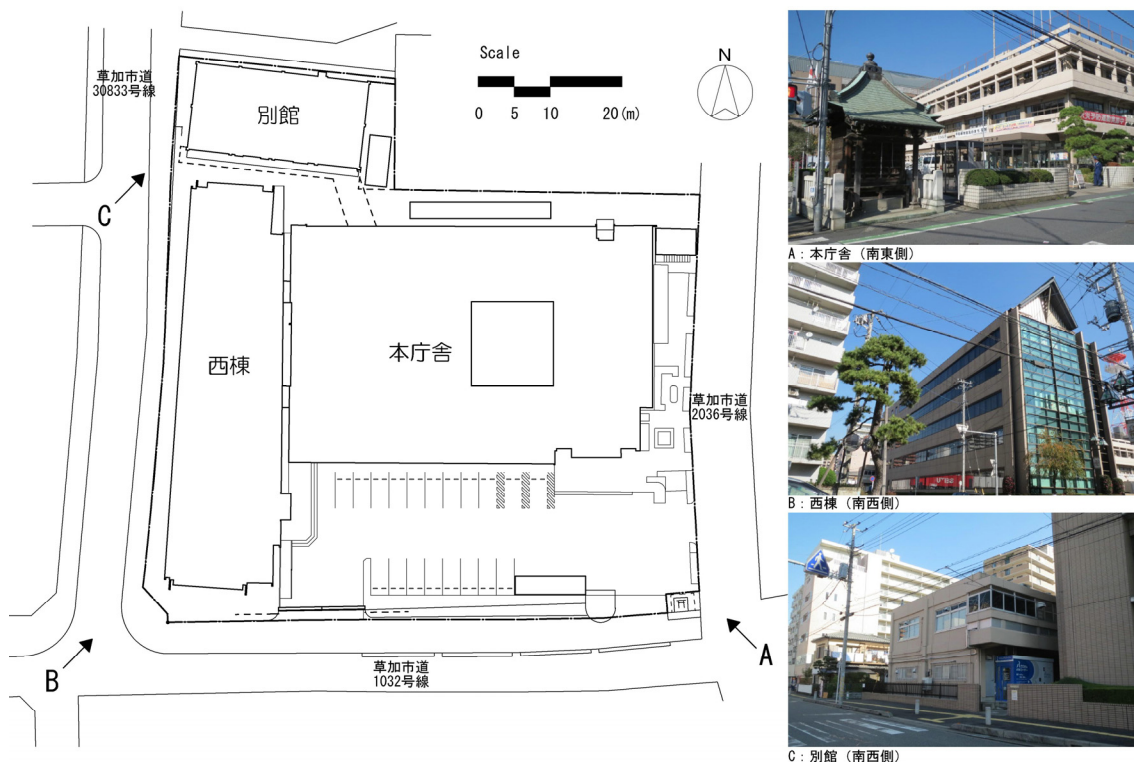


図1-2-1. 敷地（本庁舎・西棟・別館）配置図

1-3. 第二庁舎の建て替え

本庁舎の耐震化（耐震補強又は建て替え）を図る上で、工事期間中の仮庁舎の確保が必要となりますが、本庁舎と同様に建て替え時期を迎えている第二庁舎を先行して建て替えることで、仮庁舎として使用できることや、本庁舎が現在地とは異なる場所に建設された場合でも、公文書館等の公共施設としての活用が可能となるなど、庁舎を整備する上で効率的であると考え、第二庁舎を先行して建て替えることとしました（表 1-3-1、表 1-3-2、図 1-3-1）。

表 1-3-1. 第二庁舎建て替えスケジュール

年月日	概要
平成 26 年 1 月	第二庁舎の窓口が仮庁舎へ移転（完了）
平成 26 年 8 月	第二庁舎解体工事（完了）
平成 26 年 12 月	新第二庁舎建設工事着手
平成 28 年 3 月	新第二庁舎完成（予定）
平成 28 年 5 月	本庁舎の窓口（一部）が新第二庁舎へ移転（予定）

表 1-3-2. 建て替え後の第二庁舎概要

所在地	埼玉県草加市中央一丁目 1 番 8 号	
敷地面積	1,686.34㎡	
用途地域	商業地域（過半）・第二種中高層住居専用地域	
計画規模	建築面積	1,118.90 ㎡
	延床面積	3,804.50 ㎡（ピロティ駐車場除く）
	建蔽率	66.4%（≤81.57%）
	容積率	225.6%（≤315.70%）
	階数	地上 5 階
	構造	鉄骨造
	駐車台数	12 台（身障者用 1 台、荷捌き用 1 台含む）



図 1-3-1. 建て替え後の第二庁舎イメージ

1-4. 庁舎の課題

建設後49年が経過した本庁舎・別館は、近
 年老朽化が目立ち、不具合箇所をその都度修繕
 して使用しているのが現状です。平成25年4
 月に行った本庁舎の耐震診断の結果では、耐震
 性が基準値以下であり極めて危険な状況である
 ことが判明しています。

また、本庁舎建設後の昭和44年には建築基
 準法の堅穴区画の規定が定められましたが、本
 庁舎の階段は堅穴区画が形成されておらず、現行
 法に適合していない（既存不適格）状況です（写真1-4）。その後、昭和46年には排煙設
 備、非常用進入口、非常用照明装置の規定が定められており、近年ではバリアフリー法、
 省エネルギー法、県及び市の条例等についても定められており、現行法に適合していない
 項目が各所に散見されます。



写真1-4. 堅穴区画の既存不適格

建設後16年が経過した西棟についても、増築後の業務増大によって狭あい化が進行す
 るとともに、設備の老朽化も少しずつ進行しています。

庁舎が現状抱える執務などの機能に関する課題については、「本庁舎機能検討ワーキング
 グループ 本庁舎の機能について（報告）平成26年8月」において、行政サービスの増
 加・多様化による狭あい化や、バリアフリーへの対応等について、次のように項目ごとに
 整理されています。

①事務室

- ・ スペースが狭いため、職員が増員した場合の対応が難しい（写真1-4-1）。
- ・ 車椅子の通行などの動線が確保できていない。
- ・ 窓口と事務机が接近しており、事務に集中できない（写真1-4-2）。
- ・ 両袖机、肘付椅子が大きく、什器、カウンターが統一されていない。
- ・ 課内でちょっとした打合せをするスペースがない。

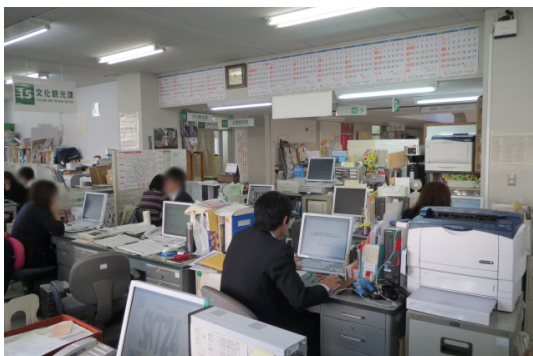


写真1-4-1



写真1-4-2

②会議室・研修室等

- ・ 慢性的に不足しており、庁舎外（公民館等）を使用せざるを得ない。
- ・ やむを得ず会議室を作業部屋や物置として使用している（写真1-4-3）。
- ・ 大きい会議室を少人数（4～5人程度）の会議で使用している。
- ・ 会議室の確保（予約）に労力を要する。



写真 1-4-3

③窓口

- ・ 個別の相談スペースがなく、カウンターには衝立しかないため、相談時のプライバシーに配慮できない（写真1-4-4）。
- ・ カウンターが障がい者や高齢者にとって使いにくいなど、窓口業務に相応しい形でない。
- ・ 来庁者用の椅子が重く、また、不便である（写真1-4-5）。



写真 1-4-4



写真 1-4-5

④待合スペース

- ・ 待合スペースが狭い上に少ない（写真1-4-6）。
- ・ 記載台のスペースが少ない（写真1-4-7）。
- ・ 窓口手続中に子どもの面倒をみる場所がない（ぬいぐるみが置いてあるだけ）。



写真 1-4-6



写真 1-4-7

⑤書庫・倉庫

- ・ 庁舎内（事務室、廊下等）に物があふれ、整理整頓も不十分のため、ベビーカーの通行支障や、盗難などの恐れもある（写真1-4-8）。
- ・ ストック用の机、椅子、防災服、イベント用看板等を保管する場所がなく、書庫、機械室、階段下等に置いてしまっている（写真1-4-9）。



写真 1-4-8



写真 1-4-9

⑥販売スペース等

- ・ 障がい者団体がパンなどを販売するスペースがない。
- ・ 地場産産を体験したり地場商品を販売したりするスペースがない。

⑦案内・サイン・掲示板等

- ・ サインの配置やデザインが悪いため、来庁者にとって分かりにくい（写真1-4-10）。
- ・ 中庭があることによって、案内しにくい構造となっている。
- ・ 当初は連番で振られていた窓口番号が、その後の窓口レイアウトの変更によって配置が離れてしまい、番号による案内では市民が迷ってしまう。
- ・ 看板（サイン）があっても業務の内容が分かりにくい。
- ・ 掲示板が分散しており、ポスター等も乱雑に貼られているため、必要な情報を得られない（写真1-4-11）。



写真 1-4-10



写真 1-4-11

⑧トイレ

- ・ トイレの数が少なく、車椅子対応のトイレも限られているため、上下階の移動をしなければならない（写真1-4-12）。
- ・ 洋式トイレが少ないため、子ども連れの親や高齢者にとって不便である（写真1-4-13）。
- ・ トイレでおむつを脱がせたりする場所がない。
- ・ トイレ内の換気が悪い。



写真 1-4-12



写真 1-4-13

⑨空調設備

- ・ 窓ガラスなどの断熱性が悪いため、夏は暑く冬は寒い。
- ・ 個別に管理できない空調があるため、室温にムラがある。
- ・ 開けられない窓があるため、風を取り入れられない（写真1-4-14）。



写真 1-4-14

⑩エレベーター

- ・ 小さいエレベーターが1基しかなく、来庁者や職員が同時に使用できない（写真1-4-15）。
- ・ 夜間や休日に利用する際に動線が長いから、セキュリティ上も好ましくない。
- ・ ストレッチャーに対応していないため、緊急時に利用できない。



写真 1-4-15

⑪出入口・スロープ・点字ブロック

- ・ 時間外出入口にスロープがなく、西側のスロープも急こう配である（写真1-4-16、写真1-4-17）。
- ・ 点字ブロック上を台車で通行する際にガタガタとうるさいため、窓口相談に支障がある。



写真 1-4-16



写真 1-4-17

⑫市金庫・ATM・情報コーナー

- ・ 市金庫、会計課、パスポートコーナー等の配置が機能的でない。
- ・ ATMの前に行列ができると通行の支障となる。
- ・ 情報コーナーが分かりにくく、不便な場所にある。

⑬セキュリティ

- ・ 職員と来庁者の動線が不明確であるため、日曜・夜間窓口や時間外の会議において、事務室へ立ち入られる恐れがある。
- ・ コピー機が廊下に設置され、メールボックスも廊下や宿直室前に設置されているため、文書の紛失、情報漏洩の原因となる恐れがある（写真1-4-18、写真1-4-19）。
- ・ 盗難や現金取扱い等のトラブルへの対応が不十分である（証拠・記録が残せない）。



写真 1-4-18



写真 1-4-19

⑭災害時の対応

- ・ 災害対策本部は会議室を利用しているため、狭い上に設営に時間がかかる。
- ・ 消防本部や建設部等との連携が不十分である。また防災放送が庁舎内では聞こえない。
- ・ 災害時、帰宅できない職員の休憩場所がない。

⑮庁舎内の環境

- ・ 庁舎内が暗く、狭い（写真1-4-20）。
- ・ 階段が急こう配である（写真1-4-21）。
- ・ 床が滑りやすく、点字ブロックにつまづいたり、台車の走行音がうるさい。
- ・ コンセントが少ない。



写真 1-4-20



写真 1-4-21

⑯庁舎周辺

- ・ 駐車場が少なく、入庫待ちの車が路上まで渋滞している（写真1-4-22）。
- ・ 公用車駐車場までの移動に時間がかかる。
- ・ 庁舎周辺の旧道沿いには公衆トイレがなく、休日、庁舎内のトイレを貸し出している。
- ・ 駐輪場が不足している（写真1-4-23）。



写真 1-4-22



写真 1-4-23

⑰職員の労務管理・福利厚生

- ・ 出勤、退勤が正確に把握できない。
- ・ 健康相談と保健ベッドが同じ部屋にあり、同時に使用できない。
- ・ ロッカーが狭く、職員構成や男女比率の変化に対応できていない。
- ・ 食堂、売店、食事・休憩スペースがない。
- ・ 喫煙所の整備や分煙が不十分である（写真1-4-24）。



写真 1-4-24